

総制会の組織方針ニ関スル意見

国立公文書館	
分類	③ ④
排架番号	3 A
	15
	67-9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3 5

67-9
364507

66

昭和十六年五月

統制會の組織方針に関する意見

重要産業統制團體協議會

統制會の組織方針に關する意見

(一) 統制會の本質的機能

統制會の機能は、之を大別して(一)經濟計畫樹立に對する政府への協力機能(二)右に基く實施計畫の樹立並に實行機能の二つが考へられることは、曩に當會意見書に論述せる如くであるが、これらの機能を果す爲に、統制會は所屬企業に對して、技術の進歩、規格の統一、統一原價計算形式の作成並に實施、經營の合理化、企業の監査等に就いて強力な指導力を握り、これらを中心として原料資材の配給、勞務、金融、價格等の諸問題に就いて、所屬企業を生産、流通の全過程を通じて、國民經濟の全體的見地から、之を具體的且つ一元的に統轄指導すべき権能を有するものでなくてはならぬ。

統制會の本質的な機能が上述の如きものである以上、これら基本的な業種別統制會は、配下の企業に對して、苟くも政府より民間に委讓せられた

る經濟統制機能に關しては唯一全能の指導權を持つものであると共に、物動、生産力擴充計畫等に關しても、直接主管官廳及綜合官廳と交渉し、之に參畫する權能を附與されるものでなくてはならぬ。

(二) 統制會に包括すべき業種の範圍

統制會に包括さるべき業種の範圍は、上述の趣旨に従ひ、統制會が所屬企業に對し上記の如き具體的且つ綜合的な指導力を及ぼし得る限りに於て、最大限度の廣範圍であることが望ましい。包括すべき業種の範圍が餘り狭小では、行政技術上からも煩雜であるばかりでなく、業界の分散的セクシヨナリズムの傾向を助長しその有機的結合を阻害するの虞れあり、その範圍が餘り廣すぎでは、産業界の實情に即した實際の指導力を發揮し得ず、却つて屋上屋を架する二重統制の機構が生産擴充を阻害する結果を招來するの虞れがある。従つて統制會を産業系列の如何なる據點に置くかといふことは、産業乃至業種別分類に對する舊來の文義的乃

至行政的區分に拘泥することなく、何よりも先づ生産擴充の據點たることに重點を置き、當該業種の我國産業界における地位、現状、將來性等を十分に洞察して慎重に之を決定すべきである。統制會が包括すべき業種の範圍を考慮すべき基準の一つとしては、少くとも統制事項に關する限り、統制會が單一の中央事務局を以て統轄指導し得る範圍と云ふことが有力な目安になると考へる。

(三) 統制會の協議會

統制會は上述の如く、所屬企業に對して政府より委讓された經濟統制機能に關し強力なる一元的指導力を確保するものであるが、尙ほ相互に密接不可分の關係にある一聯の姉妹産業、又は二個若は數個の相互に密接不可分の關係にある産業間の横の關係を規整する爲に、それらの統制會の上に綜合的指導を與ふべき協議會の設置を必要とする場合がある。この際協議會が單なる協議體に止つては用を爲さぬやうな場合には、之

に法的規制を興へる必要もあり得る。然し乍ら、この場合之には「〇〇經濟協議會」その他適當なる名稱を附與すべく、「統制會」といふ名稱を濫用することは之を避くるを可なりと思料する。(更に全産業統制會に亘る民間産業中樞機關の機構並に機能に關しては別途に之を考究する。)

(四) 中小業者の統制會加入形式

中小業者は組合其他適當なる團體に纏めて、統制會に加入せしむることが適當であるが、之が爲めには差當つては「工業組合」を活用することが當然である(統制會の組織される場合全國的組合の如きは當然不要になつて來るものと考へられる)。中小業者の地域的統制團體を規整すべき立法は必要ではあらうが、この場合にも「統制會」の名稱の濫用は之を避けることが望ましい。

(五) 評議員會及各種部會の活用

統制會は云ふ迄もなく(1)當該産業部門の健全なる發達を圖るべき業者の自發且自律的な共同事業體であると共に(2)同時にそれは單なる業界又は業者の共同利益追求機關(從來の所謂カルテル的機能)でなく、それは國民經濟の全體的立場に立脚する國策代行機關として、經濟統制の司令部たる公益的職能を持つものである。

統制會の業者の事業共同體たる立場と、國民經濟全體の見地よりする統制司令部たる立場とは動もすれば相互に相矛盾する傾向をほらむものであるが、之を後者の立場から如何にして融合し、統一し、却めるといふことは、統制會の組織並に運用に當つて、指導者の最も慎重なる考慮を拂ふべき問題の一つである(と考へる)。それ故統制會中央事務局は、その統制運用が官僚化することを極力戒心し、このためには業者を以て構成されてゐる評議員並に各種部會を十分に活用し、以てよく業者をしてその論議を盡さしめ、業界の實情を把握し、業者の創意を充分に生かし、その緊

密なる協力の下に統制の強力且つ圓滑なる遂行を圖らねばならぬ。
右に鑑み産業の事情に依つては結局中央事務局は、(イ)總括的部局と(ロ)業
種別的部局を包括することとなるであらうが、この場合總括的部局擔當
理事は原則として専任とし、業種別的部局擔當の理事は兼務を許容する
ことが必要ではないかと考へる。